

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年3月15日（令和4年（行個）諮問第5079号）

答申日：令和5年11月30日（令和5年度（行個）答申第5108号）

事件名：本人に係る別件開示決定の開示資料の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者に対して、令和3年特定月日B付け特定文書番号で開示決定された開示資料全てを再度請求します」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が、令和3年9月27日付け兵労個開第184号により行った全部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

令和3年特定月日A、特定労働基準監督署に皮膚科の労災補償保険療養給付の申請をして署長から不支給の決定が出ました。なぜ不支給の決定がされたのか詳しく知るために、労働基準監督署が調査過程で作成した資料を入手したいので、兵庫労働局に情報開示請求をしました。私が再提出した担当官X様宛ての自筆送り状本文は「着払いで原本領収書返送します」と書きました。電話は話の途中で切れましたが、話が出来たので追伸で「内訳書郵送します」と追加して郵便切手を貼って投函しました。

皮膚科の主治医は疑義を呈してない・湿布薬等外用薬を貼れば痒くなるのは当然だと言います。自宅に保管している郵送で届いた開示書面が度々変わるので、不服申立ての審査もうまく進まないのではないかと言うことで、兵庫労働局特定部特定課Y様に相談し、令和3年特定月日C、

再度、情報開示請求しました。郵送で届いた開示書面は私が請求した内容とは違っていました。今回も自宅に保管中に何度か開示書面が変わり、現在は前回の開示書面とほぼ同じ内容になっています。

この内容で不支給決定に不服申立てをした方が良いかもしれませんが、私の希望としては【私が再提出したX様宛の自筆送り状本文】の内容が変わっているし、不服申立ての審査もうまく進まないのので、再度、開示書面を郵送して欲しいです。

(2) 意見書

総務省から郵送された書類

兵庫労働局から郵送された書類

特定労働基準監督署から郵送された書類

すべて書面の内容が差し替わったり、消滅したり、追加されます。

とりあえず、規定による書類を郵送してください。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和3年9月13日付け（同月14日受付）で、処分庁に対して、法の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分（令和3年特定月日B付け特定番号による部分開示決定（以下「旧原処分」という。）に基づき開示した文書を開示したため。）を行ったところ、審査請求人が旧原処分における不開示部分の開示等を求めて、令和3年11月30日付け（同年12月2日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において開示された資料の不開示部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「令和3年特定月日B付け特定文書番号で開示決定された開示資料全て」の再度請求に対し、処分庁が旧原処分において開示した文書（部分開示）と同じ文書に、旧原処分の開示決定通知及び開示実施方法申出書の計5頁を追加した文書を、全部開示したものである。

イ 不開示情報該当性について

(略)

ウ 旧原処分と原処分の開示文書の相違について

請求人は、旧原処分（令和3年特定月）の開示文書と、原処分（令和3年特定月）の開示文書に相違する部分がある旨主張していることから、諮問庁として、改めて処分庁に対し、旧原処分と原処分の開示文書に相違点がないか確認したところ、「原処分の開示文書には、旧原処分の開示決定通知及び開示実施方法申出書（計5頁）」を新たに追加した以外は、全て旧原処分の開示文書と同じであるとの説明があった。そこで、諮問庁において、当該開示文書を比較確認したところ、処分庁の説明どおり、旧原処分時の開示決定通知等5頁以外には、相違する点は認められなかった。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とされている部分のうち、別表(略)中「不開示を維持する部分等」に掲げる情報であって、同表中「法14条該当号」欄に「新たに開示」と表示した情報については、法14条各号いずれにも該当しないことから新たに開示し、その余の情報については、同表中「法14条該当号」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

法第43条第1項の規定に基づき、令和4年3月15日付け厚生労働省発基0315第3号により諮問した令和4年（行個）諮問第5079号に係る諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、下記のとおり修正する（下線部が修正部分）。

「1 本件審査請求の経緯

(1) (略)

(2) これに対して、(中略)請求人が、旧原処分と原処分の開示文書に相違があるとして、同年11月30日付け(略)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(2) 不開示情報該当性について

→当該項目については、記載をすべて削除とする。

(2) 旧原処分と原処分の開示文書の相違について

.....

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報を特定し、全部開示とした原処分は妥当である。」

上記修正に伴い、理由説明書別表については削除する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月9日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 令和5年8月2日 審議
- ⑤ 同年10月25日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年11月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報をも全部開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象保有個人情報の特定を争っているものと解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の特定について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定について

諮問庁は、理由説明書において、処分庁から「原処分の開示文書には、旧原処分の開示決定通知及び開示実施方法申出書（計5頁）を新たに追加した以外は、全て旧原処分の開示文書と同じである」との説明があったため、諮問庁において、当該開示文書を比較確認したところ、処分庁の説明どおり、旧原処分時の開示決定通知等5頁以外には、相違する点は認められなかった旨説明する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁から旧原処分である特定年月日B付け開示実施文書の提出を受け確認したが、本件開示実施文書との相違については、決定通知等5頁が加わっているほかは同一であり、上記諮問庁の説明を裏付けるものであった。

また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、開示された書面の内容が変わっていると審査請求人が主張する担当官X宛ての送り状についても、受領した際に受付印を押印し、他の文書と合わせて一件書類として編てつしてあり、旧原処分においてこれを開示したものであるとのことであった。審査請求人が主張する開示書面の差し替わりについても、これを裏付ける具体的な根拠を認めることはできない。

以上を踏まえれば、兵庫労働局において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していないとする諮問庁の上記説明に不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、本件対象保有個人情報を特定した原処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

(1) 処分庁は、本件開示請求書に記載された保有個人情報名をほぼ引き写して本件開示決定通知書に記載した上で、全部開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、具体的に特定した保有個人情報名を端的に記載すべきであり、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、旧原処分において不開示とされた部分が黒塗りされている旧原処分の開示実施文書を特定し、これを全部開示している。審査請求人は、原処分が「全部開示」であることから、黒塗り部分の開示を求めているものと解されるが、本件開示実施文書に残る黒塗り部分は、本件開示請求に対して特定された文書に元々存在する黒塗りであり、原処分において不開示と決定された部分ではない。

諮問庁は、審査請求人の黒塗り部分を開示してほしいとする主張に対して、上記第3の1において、黒塗り部分の一部について新たに開示すると説明している。しかしながら、この説明は、旧原処分の開示実施文書で黒塗りされている部分を、本件審査請求において新たに開示しようとするものであり、原処分の対象文書を違えた、適切さを欠くものである。諮問庁においては、今後適切な対応が望まれる。

5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、兵庫労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子